

事務連絡  
平成23年3月15日

各地方整備局総務部 契約管理官 殿  
                  企画部 総括工事検査官 殿  
                                  工事品質調整官 殿  
北海道開発局事業振興部  
                  工事管理課 工事評価管理官 殿  
                                  工事契約管理官 殿  
沖縄総合事務局開発建設部  
                                  主任工事検査官 殿

大臣官房地方課  
                  公共工事契約指導室長  
大臣官房技術調査課  
                  建設システム管理企画室長  
北海道局予算課  
                                  経理指導官

東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における  
出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した施工中の直轄工事・業務（営繕工事、港湾工事及び空港工事を除く）については、出来高に対する支払い、不可抗力による損害の確認・支払い、及び災害復旧事業等に関する手続が必要である。

これらの対応を行うには、被災前の出来高等の確認が必要であるため、出来高等の確認及び支払いについては以下のように取り扱うこととする。

なお、本取り扱いは東北地方太平洋沖地震による被災という特殊なものであることから、出来高等の確認や支払いにおいて疑義などが生じた場合、本省と必要に応じ相談等を行い円滑な執行に努められたい。

記

1. 被災前の出来高の確認

東北地方太平洋沖地震による被災前の工事の出来高の確認については、受注者から提出される被災前の工事出来形内訳書と実施工程表付き工事履行報告書により確認できることとする。

また、被災前の業務の出来高の確認については、業務計画書・履行状況等

の資料により確認できることとする。

## 2. 不可抗力による損害の確認

工事請負契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、施工計画書・実施工程表・損害の状況写真により確認できることとする。

業務においても、土木設計業務等委託契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、業務計画書・履行状況等の資料により確認できることとする。

## 3. 被災した工事等に係わる本年度の支払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した工事、被災は受けなかったが地震により受注者が影響を受けたため年度内に完成する見込みがなくなった工事に係る本年度の支払い方法は、以下を基本とし、1)については発注者と受注者とが協議により決定することとする。

### 1) 年度内に完成する見込みがなくなった工事

#### ① 本年度の出来高分については本年度において支払い、残りを繰り越す場合

- ・東北地方太平洋沖地震により、年度内に完成する見込みがなくなった工事のうち、中間前金払以外（前金払又は出来高部分払方式）の工事については、発注者と受注者とが協議により、部分払の回数を変更し、上記1及び2と品質が確認できる既存資料等に基づいて支払いを行うとともに、残りについては翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。
- ・中間前金払の工事については、「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）による支払いを行うこととする。
- ・国債工事についても上記と同様に取り扱うこととする。

#### ② 発注者と受注者とが協議により全てを繰り越す場合

- ・翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。

### 2) 年度内に完成する工事

東北地方太平洋沖地震により被災したが年度内に完成する工事については、工事請負契約書第32条による支払いを行うこととする。